

## 山梨県個人情報保護法施行条例における検討事項について

## 第 1 条例で規定しなければならない事項

## 1 開示等請求における手数料（法第 8 9 条第 2 項）

## (1) 現状

## ① 手数料について

- ・ 開示に要する「手数料」（サービスの対価）は徴収せず、コピー代や郵送料等の「実費」のみを徴収。
- ※ サービスの対価を含まないため、「手数料」ではなく、「費用負担」として扱っている。
- ・ 現行条例では、徴収する費用の額は、条例により規則に委任している。
- ※ 地方自治法（第 2 2 8 条）では、手数料は条例で定めるとしているが、費用負担については定めがないため、規則への委任が可能。

## ② 減額、免除について

- ・ 現行条例第 2 6 条第 2 項では、経済的困難等の特別の理由があれば、開示費用の減額又は免除をすることができるとしている。（例：生活保護、被災者等）

## (2) 法改正の内容

## ① 手数料について

- ・ 改正法では、地方公共団体は、手数料の額を実費の範囲内において、条例で定めるとしている。
- ・ 国の行政機関では、政令により、開示の有無に関わらず手数料として 3 0 0 円（オンライン開示の場合は 2 0 0 円）、開示する媒体ごとの実費を徴収することとしている。

## ② 減額、免除について

- ・ 改正法では、減額、免除規定はない。
- ※ ただし、特定個人情報については、番号法施行令第 3 3 条で免除規定あり。

## (3) 論点

## ① 手数料について

- ・ 手数料（労務賃＋実費）を徴収するか。実費のみ徴収するか。
- ・ 手数料を徴収する場合、山梨県情報公開条例との整合性をどうするか。
- ※ 山梨県情報公開条例では、行政文書の開示について、現行個人情報保護条例と同様に、費用負担として実費のみ徴収している。
- ・ 徴収額はどの程度が妥当か。

## ② 減額及び免除について

- ・ 減額、免除措置を継続すべきか。

## 《現行条例における開示の額》

- ・ 用紙に複写したもの : 白黒 1 枚 1 0 円、カラー 1 枚 4 0 円
- ・ 光ディスクに複写したもの : C D 1 枚 7 0 円、D V D 1 枚 1 1 0 円
- ・ その他 : 媒体に応じた実費を徴収
- ※ 閲覧、オンライン開示の場合は、実費が生じていないため、無料で開示。

#### (4) 条例案

第●条 法第八十九条第二項の規定により納付しなければならない手数料の額は、無料とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、保有個人情報の開示を受ける者は、実費の範囲内において、規則で定める額（県が設立した地方独立行政法人にあっては、規則で定める額を参酌して当該地方独立行政法人の規程で定める額）の開示の実施に係る費用を負担しなければならない。
- 3 経済的困難その他特別の理由があると県の機関が認めるときは、規則で定めるところにより、前項の費用を減額し、又は免除することができる。

#### (考え方)

##### ①手数料について

- ・ 手数料として徴収する場合、労務費分が加算され、開示費用の引き上げになる。
- ・ サービスの質及び開示に係る手間に変化がない現状において、開示費用の引き上げは、実質的な県民サービスの低下につながる。
- ・ 個人情報の開示のみ値上げした場合、同種のサービスである県情報公開条例における行政文書の開示費用との整合性を図る必要があるが、県民に理解が得られない。
- ・ 徴収する実費の額は、実費のみとし、現行の額を維持する。
- ・ 具体的な額の規定は、現行条例のとおり規則に委任し、その時点の物価に柔軟に対応できるようにする。

##### ② 減額及び免除について

- ・ 経済的困難等の特別の理由がある場合の減額、免除規定は、現行のサービス水準を維持するうえで、新条例においても必要。
- ・ 開示費用の減額又は免除を求める場合の手続は、現行の条例どおり、規則に委任する。

(2) 行政機関匿名加工情報の利用に関する契約における手数料（法第119条第3項及び第4項）

(1) 現状

- ・ 今回の法改正により、新たに導入された制度であり、現行条例にはない。
- ・ 国の行政機関においては、「非識別加工情報」として導入済みだが、今回の法改正に伴い、「匿名加工情報」と名称を変え、引き続き実施される。

(2) 法改正の内容

- ・ 「行政機関等匿名加工情報」とは、行政機関等が保有する個人情報を、個人を識別できないように加工し、かつ物理的に復元できないようにしたもの。
- ・ 改正法により、毎年度1回以上、民間事業者から活用方法の提案を募集しなければならないとされ、提案があれば審査したうえで提供することができる。
- ・ 改正法では、地方公共団体は、実費を勘案し、政令で定める額を標準として、条例で提供に手数料を定めることとされた。
- ・ 条例で定める額は、次の者に提供する際の手数料。

第3項関係

- ① 行政機関等匿名加工情報が作成されていない個人情報ファイルの行政機関匿名加工情報の利用に関する契約を締結した者

第4項関係

- ① 既に作成された行政機関等匿名加工情報の利用に係る契約を締結していない者が、当該匿名加工情報を利用する場合
- ② 既に当該匿名加工情報の利用に係る契約を締結した者が、当初の利用目的等を変更する場合

(3) 論点

- ・ 額の算出をどのようにするか。（政令で定める額をそのまま適用するか、本県独自の算出方法により定めるか。）
- ・ 独自の算出方法を採用する場合、どのような算出式を採用するか。

《参考：政令で定める額：政令第30条》

手数料の内容	金額
①提案の審査、審査結果の通知、提供に要する事務費用	21,000円
②匿名加工情報の作成に要する費用	1時間ごと 3,950円
③第三者への意見書照会に要する費用（第三者の数×単価）	1人につき 210円
④匿名加工情報の作成を委託した場合の費用	委託事業者に支払う額
⑤提案の変更をする場合の事務費	12,600円

（算出根拠）

- ① （国の人件費単価 3855.6円＋国の物件費単価 136.3円）×所要時間 5.25h  
※単価は2016年度のものを採用
- ⑤ （国の人件費単価 3855.6円＋国の物件費単価 136.3円）×所要時間 3.18h
- ②、③の算出根拠は不明。

#### (4) 条例案

- 第●条 法第百十九条第三項の規定により納付しなければならない手数料の額は、二万千円に次に掲げる額の合計額を加算した額とする。
- 一 行政機関等匿名加工情報の作成に要する時間一時間までごとに三千九百五十円
  - 二 行政機関等匿名加工情報の作成の委託を受けた者に対して支払う額（当該委託をする場合に限る。）
- 2 法第百十九条第四項により納付しなければならない手数料の額は、次の各号に掲げる行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結する者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。
- 一 次号に掲げる者以外の者 法百十五条の規定により当該行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結する者が法第百十九条第三項の規定により納付しなければならない手数料の額と同一の額
  - 二 法第百十五条（法第百十八条第二項において準用する場合を含む。）の規定により当該行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結した者 一万二千六百円

#### (考え方)

- ・ 国の政令で定める額の積算根拠が不明であるため、これを参考とした県独自単価の算出は困難。
- ・ 国Q&Aでは、留意すべきこととして、政令で標準額が示されることから、これと異なるものを定める場合には、地方公共団体の特殊事情や実施の相違等の合理的な理由が必要となるとしている。（国Q&A 6-2-1）
- ・ 本県に所在する国の行政機関においても、地域差を設けず、政令に定める額を一律に適用する予定。
- ・ 国との整合性を踏まえると、本県における特殊事情を主張する具体的な理由がないため、国が政令で定める額をそのまま規定する。

## 第2 条例で規定することが許容されている事項

### 1 「条例要配慮個人情報」の内容（法第60条第5項）

#### （1）現状

- ・ 法改正により新たに設けられた定義であり、現行条例にはない規定。
- ・ 現行条例に定める「要配慮個人情報」の定義は、改正法による定義と同一。

#### （2）法改正の内容

- ・ 地方公共団体は、法で定める要配慮個人情報のほか、地域の特性その他の事情に応じて、本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして条例で「条例要配慮個人情報」を定めることができるとしている。
- ・ 「条例要配慮個人情報」は、法の定める要配慮個人情報と同様に、個人情報ファイル簿への要配慮個人情報の有無の記載、漏えい時の個人情報保護委員会への報告が義務づけられる。
- ・ なお、条例要配慮個人情報の規定は、当該条例を定めた地方公共団体が保有する個人情報にのみ適用される。

#### ※「要配慮個人情報」（法第2条第3項）

本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして政令で定める記述等が含まれる個人情報

#### （3）論点

- ・ 本県において、「条例要配慮個人情報」の規定を設ける地域の特殊事情があるか。
- ・ 特殊事情があるとしたら、どのような個人情報が該当するか。

#### 《参考》

- ・ 当規定は、国が保有していないが地方公共団体では保有しているセンシティブな個人情報を想定している。（生活保護の受給の有無、LGBTに関する事項等）
- ・ 「条例要配慮個人情報」の規定については、条例で当該規定を設けても、当該個人情報の取扱いに対する規制は、改正法では規定されていない。
- ・ 国のQ&Aでは、「条例要配慮個人情報」について、法に基づく規律を超えて地方公共団体による取得や提供等に関する固有のルールを付加することは、法の趣旨に照らしてできないとしている。（国ガイドライン 4-2-6）
- ・ また、法施行条例において、「条例要配慮個人情報」の規定を設ける場合には、個人情報保護委員会に事前に相談することが求められる。（国の事務対応ガイド 3-2-6）

#### (4) 条例案

※ 本県においては、「条例要配慮個人情報」に関する規定は置かない。

#### (考え方)

- ・ 全国的に不当な差別や偏見等を生じさせる個人情報は、改正法第2条第3項の「要配慮個人情報」として規定済み。
- ・ 「条例配慮個人情報」は、「地域の特性その他の事情」により、不当な差別や偏見等を生じさせる個人情報であり、条例で規定するためには、「地域の特性その他の事情」が必要だが、現時点では、本県独自の事情により、不当な差別や偏見等を生じさせる個人情報は見受けられない。
- ・ 条例要配慮個人情報は、要配慮個人情報と同等に取り扱われ、目的外の利用や提供の際の判断材料の一つになりうることから、地域の特性を踏まえず規定すれば、改正法の目的である情報の流通を阻害するおそれがある。

## 2 個人情報取扱事務登録簿の作成・公表に係る事項（法第75条第5項）

### （1）現状

- ・ 現行条例第13条においては、「個人情報取扱事務登録簿」を作成し、公表することが義務づけられている。
- ・ 個人情報取扱事務登録簿は、個人情報の本人の数50人以上を取り扱う事務ごとに作成することとなっている。

※個人情報取扱事務登録簿（現行条例第13条第1項）

個人情報を取り扱う事務について、事務の名称、目的、個人情報の対象範囲、記録項目等の取り扱う個人情報の状況を取りまとめたもの。

### （2）法改正の内容

- ・ 改正法では、個人情報の本人の数1,000人以上の個人情報ファイルについて、個人情報ファイル簿を作成し、公表することとされた。
- ・ 一方で、地方公共団体は、条例で定めるところにより、個人情報ファイル簿とは別の「個人情報の保有の状況に関する事項を記載した帳簿」（本県における「個人情報取扱事務登録簿」に相当）を作成し、公表することができるとされた。
- ・ ただし、個人情報取扱事務登録簿を作成・公表したとしても、個人情報ファイル簿の作成・公表義務は免除されない。
- ・ また、特定の個人が識別される場合など、法の趣旨に反しない限り、本人の数が政令で定める数（1,000人）未満の個人情報ファイルについて、作成・公表を行うことは妨げられない。

※個人情報ファイル（法第60条第2項）

保有個人情報を含む情報の集合物であって、一定の事務の目的を達成するために特定の保有個人情報を検索することができるように体系的に構成したもの

### （3）論点

- ・ 個人情報取扱事務登録簿の作成・公表を継続するか。
- ・ 個人情報取扱事務登録簿を継続しないなら、代替となる措置（個人情報ファイルの公表範囲の引き下げ等）を設けるか。

(参考) 個人情報ファイル簿と個人情報取扱事務登録簿の違い

	個人情報ファイル簿	個人情報取扱事務登録簿
趣旨	県の機関による個人情報の取扱いの透明性の向上と、県民が自己の個人情報の利用実態を的確に認識できる機会を確保するため	
作成単位	一定の <u>事務の「目的ごと」</u> に作成	<u>事務ごと</u> に作成
適用除外	・個人情報の本人の数： <u>1,000人未満</u>	・個人情報の本人の数： <u>50人未満</u>
件数	966件 (うち本人数1,000人以上 539件)	1,151件
記載事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・個人情報ファイルの名称</li> <li>・事務を所掌する組織の名称</li> <li>・個人情報ファイルの利用目的、記録項目、対象者の範囲</li> <li>・記録情報の収集先・収集方法</li> <li>・要配慮個人情報の有無</li> <li>・記録情報の経常的な外部提供先</li> <li>・他の法令による開示手続きの有無</li> <li>・開示請求先の名称及び所在地 他</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・個人情報取扱事務の名称</li> <li>・事務を所管する組織の名称</li> <li>・個人情報取扱事務の目的、記録項目、対象者の範囲</li> <li>・保有個人情報の収集先・収集方法</li> <li>・要配慮個人情報の有無</li> <li>・記録情報の経常的な外部提供先</li> <li>・他の法令による開示手続きの有無</li> <li>・マイナンバーの有無 他</li> </ul>

(参考) 個人情報取扱事務登録簿の廃止に伴うメリット・デメリットの整理

対応案	メリット	デメリット
①継続 ・これまでどおり、「個人情報取扱事務登録簿」を作成・公表する	・県民が自己の個人情報の利用実態を確認できる機会が維持される(=何も変わらない)	・同種の複数の帳簿が公表されるため、県民にとって分かりづらい ・同種の制度である「個人情報ファイル簿」も作成する必要があるため、県の事務が煩雑化
②廃止(その1) ・「個人情報取扱事務登録簿」は作成・公表しない ・ <u>条例で「個人情報ファイル簿」の作成・公表範囲は変更しない</u>	・公表する帳簿が <u>540件</u> 程度となるため、従前と比べ事務負担は軽減	・県民が自己の個人情報の利用実態を確認できる機会が減少
③廃止(その2) ・「個人情報取扱事務登録簿」は作成・公表しない ・代わりに、 <u>条例で「個人情報ファイル簿」の作成・公表範囲を広げる</u>	・県民が自己の個人情報の利用実態を確認できる機会が維持される(=何も変わらない)	・作成・公表する帳簿が、追加で概ね <u>400件</u> 程度増えるため、その分の事務量が増加 ※ただし、合計件数は、 <u>現行条例の個人情報取扱事務登録簿より少ない規模</u> 。

#### (4) 条例案

(法第七十五条第五項の規定に基づく帳簿)

第●条 県の機関等は、法第七十五条第二項第一号の規定にかかわらず、法第七十四条第二項第九号に掲げる個人情報ファイルのうち、本人の数が規則で定める数以上の個人情報ファイルについて、個人情報ファイル簿を作成し、公表するものとする。

2 法第七十五条（同条第二項第一号のうち法第七十四条第二項第九号に係る部分を除く。）の規定は、前項の規定に基づき個人情報ファイル簿を作成し、公表する場合について準用する。

#### (考え方)

- ・ 「個人情報取扱事務登録簿」制度を存続させた場合、似たような帳簿である「個人情報ファイル簿」と併存する形となり、その違いが一般県民にわかりにくく、県の事務も煩雑化する。
- ・ 「個人情報取扱事務登録簿」制度を廃止した場合、自己の個人情報の利用実態を確認できる機会が減少することから、個人情報の保護水準の低下と受け取られかねない。
- ・ 「個人情報取扱事務登録簿」制度を廃止し、条例で「個人情報ファイル簿」の公表範囲を引き下げた場合、公表する個人情報ファイル簿が397件増加するものの、現状の個人情報取扱事務登録簿より少ない件数であり、職員の事務負担に大きな変化はない。
- ・ 以上のことを踏まえ、新条例では、「個人情報取扱事務登録簿」制度を廃止することで事務の繁雑化を防ぎつつ、条例で「個人情報ファイル簿」の公表範囲を引き下げることで、引き続き県の取り扱う個人情報の透明性を確保していくこととする。



### 3 開示等における不開示情報の範囲（第78条第2項）

#### （1）法改正の内容

- ・ 改正法では、情報公開条例との整合性を図るために、現行の情報公開条例で開示情報又は不開示情報としていたもののうち、次に該当するものを、条例により、開示情報又は不開示情報として追加することができるとしている。
  - ① 県情報公開条例で「開示情報」として規定しているものの、改正法では「不開示情報」として規定  
→ 条例で引き続き「開示情報」にできる
  - ② 県情報公開条例で「不開示情報」として規定、かつ国情報公開法でも「不開示情報」に準じる情報として規定  
→ 条例で引き続き「不開示情報」にできる

#### （2）現状 ※詳細は、参考資料3を参照

- ① 県情報公開条例と改正法における不開示理由の相違点は、次のとおり。
  - i 法令秘情報（県情報公開条例のみ規定）
  - ii 地方三公社職員の職及び職務の内容に関する情報（県情報公開条例のみ規定）
  - iii 地方三公社の事務事業情報（県情報公開条例のみ規定）
- ② 県情報公開条例と国情報公開法における不開示理由の相違点は、次のとおり。
  - i 行政機関等匿名加工情報に関する情報（国情報公開法のみ規定）
  - ii 地方三公社職員の職及び職務の内容に関する情報（県情報公開条例のみ規定）
  - iii 地方三公社の事務事業情報（県情報公開条例のみ規定）

※地方三公社に関する規定は、県情報公開条例においては、地方三公社も実施機関に含めていることによる。

#### （3）論点

- ・ 県情報公開条例で開示情報、かつ改正法で不開示情報として規定としている情報はあるか。
- ・ 県情報公開条例で不開示情報であり、かつ国情報公開法でも不開示情報に準じる情報として規定している情報はあるか。

#### (4) 条例案

※ 本県においては、条例による「不開示理由」の追加の必要はない。

#### (考え方)

- ① 県情報公開条例で開示情報として規定しているものの、改正法では不開示情報としている情報
  - ・ 「地方三公社職員の職及び職務の内容」が該当。
  - ・ ただし、改正法では、地方三公社は県の機関から除外（＝個人情報取扱事業者と同じ扱い）されていることから、改正法において地方三公社の職員の情報を不開示とすることは妥当であり、条例により開示情報に追加する必要はない。
- ② 県情報公開条例で不開示情報であり、かつ国情報公開法でも不開示情報に準じる情報として規定している情報
  - ・ 「法令秘情報」は、国情報公開法にも類似の不開示情報がないので適用の対象外。
  - ・ 「地方三公社の事務事業情報」は、国情報公開法の「法人情報」に該当し、引き続き不開示情報に該当することから、条例により不開示情報に追加する必要はないものと考えられる。

#### 《整理》

	県情報公開 条例	国情報公開 条例	改正個人情報 保護法
法令秘情報	不開示	記載なし (実質的不開示)	記載なし (実質的不開示)
行政機関等匿名加工 情報に関する情報	記載なし (保有していない)	不開示	記載なし (個人情報非該当)
地方三公社職員の職 及び職務の内容	開示	記載なし (法人情報として不 開示)	記載なし (法人情報として不 開示)
地方三公社の事務事 業情報	不開示	記載なし (法人情報として不 開示)	記載なし (法人情報として不 開示)

#### 4 開示請求等の手続（法第107条第2項及び第108条）

- 開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為についての審査請求については、条例で定めるところにより、行政不服審査法第4条の規定（審査請求すべき行政庁）の特例を設けることができる。（法第107条第2項）

##### ※行政不服審査法第4条（審査請求すべき行政庁）

審査請求は、処分庁等に上級庁がない場合は、当該処分庁等に行う。処分庁等に上級庁がある場合は、最上級庁に行う。

（例）処分庁が県知事の場合（上級庁なし）は、審査請求先も県知事

処分庁が県警察本部長の場合は、審査請求先は県公安委員会（上級庁）

##### ※参考

- ・ 行政不服審査法第4条第1項においては、「条例」に基づく処分については、特例として、審査請求先を条例で定めることができるとしている。
- ・ 本法第107条第2項の規定は、今回の改正法により、今後、開示決定の処分が、「条例」による処分ではなく、「法」による処分となることから、地方公共団体において、今まで適用していた行政不服審査法第4条の特例（条例に基づく審査請求先の特例）の適用を受けられなくなることを防ぐために、新たに設けられた規定。
- ・ なお、現行条例においては、行政不服審査法第4条の特例を適用した規定は定めていないため、行政不服審査法の規定がそのまま適用されている。

- 法第5章第4節の規定は、地方公共団体が、保有個人情報の開示、訂正及び利用停止の手続並びに審査請求の手続に関する事項について、この節の規定に反しない限り、条例で必要な規定を定めることを妨げない。（第108条）

##### ※第5章第4節の規定

開示（法第76条～第89条）、訂正（法第90条～第97条）、利用停止（法第98条～第103条）、審査請求（法第104条～107条）を指す。

- 上記に基づき、新条例において規定する内容は、以下のとおり。

- ① 開示決定等の期限
- ② 審査会の権限と審査請求の審議手続

## (1) 開示決定等の期限

### ① 現状

- ・ 現行条例では、開示決定の処理期限を、開示請求があった日から「15日以内」としている。
- ・ また、延長期限も、現行条例では「15日以内」としている。
- ・ なお、県情報公開条例においても、行政文書の開示決定の処理期限は、開示請求があった日から「15日以内」、延長期限も「15日以内」と規定している。

### ② 法改正の内容

- ・ 改正法では、開示決定の処理期限を、開示請求があった日から「30日以内」としている。
- ・ また、延長期限も、改正法では、「30日以内」としている。
- ・ 一方で、国Q&Aでは、処理期間については、条例で30日以内の任意の期間とすることは認められるとしている。また、延長期間についても30日以内の任意の期間とすることは認められるとしている。(国Q&A 5-6-1)

※ 訂正請求、利用停止請求の処理期限については、改正法も現行条例と同様、請求があった日から「30日以内」としているため、改正法による影響は生じない。

### ③ 論点

- ・ 処理期限及び延長期限を、改正法に基づき「30日以内」とするか、条例により、現行どおりの「15日以内」とするか。

#### ④ 条例案

(開示決定等の期限)

第●条 法第八十三条の規定にかかわらず、実施機関が行う開示決定等は、開示請求があった日から十五日以内にしなければならない。ただし、法第七十七条第三項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 法第八十四条の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を三十日以内に限り延長することができる。この場合において、市の機関等は、開示請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(開示決定等の期限の特例)

第●条 開示請求に係る保有個人情報著しく大量であるため、開示請求があった日から三十日以内にその全てについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、実施機関は、開示請求に係る保有個人情報のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの保有個人情報については相当の期間内に開示決定等をするれば足りる。この場合において、実施機関は、前条第一項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

- 一 この条の規定を適用する旨及びその理由
- 二 残りの保有個人情報について開示決定等をする期限

(考え方)

- ・ 現状において、現行条例の15日以内の処理期限で事務の支障が生じていないこと、県情報公開条例との整合性を図る必要があること、また、国のQ&Aでも処理期間の引き下げを認めていることから、新条例においても、処理期限を15日以内（延長期間も15日以内）とする規定を置くこととする。



## (2) 審査会の権限と審査請求の審議手続

### ① 現状

- ・ 現行条例では、審議会の権限として、次の事項を規定している。
- (1) インカメラ審査 (条例第 54 条第 1 項、第 2 項)
- (2) 諮問庁への整理・分類された資料 (ヴォーン・インデックス) の要求権限 (条例第 54 条第 3 項)
- (3) 審査関係人からの主張書面 (意見書)、資料の提出要求 (条例第 54 条第 4 項)
- (4) 意見の陳述要求、鑑定その他必要な調査の実施 (条例第 54 条第 4 項)
- (5) 審査関係人の口頭意見陳述 (条例第 55 条第 1 項、第 2 項)
- (6) 審査関係人からの主張書面、資料の提出期限の設定 (条例第 56 条)
- (7) 委員による調査 (個人情報閲覧) (条例第 57 条)
- (8) 委員による調査 (条例第 57 条)
- (9) 審査関係人からの提出資料の写しの送付 (条例第 58 条)
- (10) 提出資料の閲覧等 (条例第 58 条第 2 項)
- (11) 審査関係人からの提出資料の送付時の第三者への意見照会 (条例第 58 条第 3 項)
- (12) 審査関係人からの提出資料の閲覧時の第三者への意見照会 (条例第 58 条第 3 項)
- (13) 資料閲覧の日時等の指定 (条例第 58 条第 4 項)
- (14) 調査審議手続の非公開 (条例第 59 条)
- (15) 答申書の送付等 (条例第 60 条)
- (16) 答申の尊重義務 (条例第 61 条)
- (17) 審議会の運営に関する委任 (条例第 62 条)

※ 上記のうち、下線部の規定は、行政不服審査法に重複する規定があるもの。  
(行政不服審査法第 74 条、第 75 条第 1 項・第 2 項、第 76 条、第 77 条、第 78 条第 1 項～第 3 項)

### ② 法改正の内容

- ・ 改正法第 108 条により、審査請求の手続に関する事項について、改正法の規定に反しない限り、条例で定めることができるとしている。

### ③ 論点

- ・ 新たに追加すべき権限や手続はないか。不要な権限や手続はないか。

#### ④ 条例案

##### (審議会の調査権限)

第●条 審議会は、必要があると認めるときは、法第百五条第三項において準用する同条第一項の規定により諮問をした県の機関等及び山梨県議会個人情報保護条例第●条の規定により諮問をした議会（以下「諮問庁」という。）に対し、保有個人情報の提示を求めることができる。この場合においては、何人も、審議会に対し、その提示された保有個人情報の開示を求めることができない。

2 諮問庁は、審議会から前項の規定による求めがあったときは、これを拒んではならない。

3 審議会は、必要があると認めるときは、諮問庁に対し、保有個人情報に含まれている情報の内容を審議会の指定する方法により分類又は整理をした資料を作成し、審議会に提出するよう求めることができる。

##### (委員による調査手続)

第●条 審議会は、必要があると認めるときは、その指名する委員に、前条第一項の規定により提示された保有個人情報を閲覧させることができる。

##### (提出資料の写しの送付等)

第●条 審議会は、第●条第●項の規定による資料の提出又は法第百六条第二項の規定により読み替えて適用される行政不服審査法第八十一条第三項において準用する同法第七十四条若しくは同項において準用する同法第七十六条の規定による主張書面若しくは資料の提出があったときは、当該主張書面又は資料の写し(電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。))にあつては、当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面)を当該主張書面又は資料を提出した審査請求人等(審査請求人、参加人(同法第十三条第四項に規定する参加人をいう。))又は諮問庁をいう。以下同じ。)以外の審査請求人等に送付するものとする。ただし、第三者の利益を害するおそれがあると認められるとき、その他正当な理由があるときは、この限りでない。

2 審議会は、前項の規定による送付をしようとするときは、当該送付に係る主張書面又は資料を提出した審査請求人等の意見を聴かなければならない。ただし、審議会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

##### (調査審議手続の非公開)

第●条 審議会の行う審査請求に係る調査審議の手続は、公開しない。

##### (答申書の送付等)

第●条 審議会は、法第百五条第三項において準用する同条第一項の規定による諮問に対する答申をしたときは、答申書の写しを審査請求人及び参加人に送付するとともに、答申の内容を公表するものとする。

##### (答申の尊重義務)

第●条 諮問庁は、審議会の答申を尊重しなければならない。

##### (審議会の運営に関する委任)

第●条 第●条(審議会の調査権限)から前条までに定めるもののほか、議事の手続その他審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定めるものとする。

(考え方)

- ・ 原則として、現行条文に規定された権限、手続は、新条例に引き継ぐ。
- ・ ただし、行政不服審査法に既に同じ規定があるものについては、不要の混乱を防ぐため、新条例には引き続かない。(＝行政不服審査法の規定をそのまま適用する)



## 5 審査請求に対する審査会への諮問（法第105条第3項）

### （1）現状

- ・ 現行条例第43条第1項により、開示請求等に対する審査請求の諮問先を、「山梨県個人情報保護審議会」として規定している。

### （2）法改正の内容

- ・ 改正法では、地方公共団体の機関及び地方独立行政法人の審査請求に対する諮問先を「行政不服審査法第81条第1項又は第2項の機関」と規定している。

#### ※行政不服審査法第81条第1項又は第2項の機関

- ・ 地方公共団体に執行機関の附属機関として、行政不服審査法の規定によりその権限に属した事項を処理するために置かれた「常設」の機関。（第1項の機関）
- ・ 第1項の機関と同様の事項を処理するために「事件ごと」に置かれた機関（第2項の機関）

### （3）論点

- ・ 諮問先となる「行政不服審査法第81条第1項又は第2項の機関」として、既存の山梨県行政不服審査会を活用するか、現行条例と同様、個人情報の開示請求等の審査に特化した機関（現行条例の「山梨県個人情報保護審議会」に相当）を新たに設置するか。
- ・ 諮問先機関の組織をどのようにするか。

#### ※山梨県行政不服審査会

- ・ 法第81条第1項の規定に基づき、知事の附属機関として設置。
- ・ 行政不服審査法に基づき、審理員制度を採用し、一般的な審査請求を取り扱う。

#### ※山梨県個人情報保護審議会

- ・ 山梨県個人情報保護条例の規定に基づき、知事の附属機関として設置。
- ・ 現行条例第42条の2の規定により、審理員制度の適用を除外している。
- ・ 当審議会では、個人情報の調査に特化した権限として、インカメラ審理（実物文書の見分による審理）、整理・分類された資料（ヴォーン・インデックス）を作成・提出させる権限が付与されている。（山梨県行政不服審査会では同様の権限はない。）

#### ※改正法による審理員制度の適用除外

- ・ 改正法では、第106条第1項の規定により、開示決定等に係る審査請求は、適用されない。

#### (4) 条例案

第●条 次に掲げる事務を行うため、行政不服審査法第八十一条第一号の規定に基づき、知事の附属機関として山梨県個人情報保護審議会（以下「審議会」という。）を置く。

一 法第百五条第三項において準用する同条第一項の規定及び山梨県議会個人情報保護条例第●●条による諮問に応じ審査請求について調査審議すること。

二 （略）【後述「法第129条の審査会」】

2 審議会は、委員五人をもって組織する。ただし、審査請求に係る事件の増加に対応するため知事が必要と認めるときは、五人に限り、委員の数を増加することができる。

3 委員は、優れた識見を有する者のうちから、知事が任命する。

4 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 第二項ただし書の規定により増員された委員の任期は、二年以内で知事が定める期間とする。

6 委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

7 審議会に、会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

8 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

9 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

10 会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

11 会議は、委員の二分の一以上が出席しなければ開くことができない。

12 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

#### (部会)

第●条 審議会に、部会を置き、審査請求に係る事件の調査審議の一部を行わせることができる。

2 部会は、審議会の指名する委員三人をもって構成する。

#### (考え方)

- ・ 個人情報の開示処分等の審査請求については、個人情報の開示等の妥当性を的確かつ迅速に判断するためには、インカメラ審査やヴォーン・インデックスによる調査が有効。
- ・ また、開示請求等の性格上、迅速な判断が求められており、そのためには、今までのような個人情報保護について専門的知識を有する第三者機関による公正中立な立場での審査が、審理の迅速化に有効。
- ・ 国のQ&Aにおいても、令和3年改正法の全面施行前の条例で設置している審査会等については、設置条例等の改正により、法の開示決定等に係る審査請求の諮問を受ける機関として位置付けることで、引き続き当該機関を活用することができるとしている。(国Q&A 5-9-3)
- ・ 以上を踏まえると、現行条例に規定される「山梨県個人情報保護審議会」を新条例においても、開示請求等に係る審査請求の諮問先として位置づけることが合理的。

6 個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要と認めるときの審議会等への諮問（法第129条）

（1）現状

- ・ 現行条例では、審議会において、審査請求に対する調査審議以外に、所掌事務として次の事項を挙げている。
  - ① 個人情報の取扱いについて実施機関に対して意見を述べること。  
（個人情報の取得、目的外利用・提供、オンライン結合等）
  - ② 個人情報の保護に関する施策その他重要事項について調査審議すること。  
（条例、規則、要領の改正等）

（2）法改正の内容

- ・ 地方公共団体の機関は、条例で定めるところにより、改正法第3章第3節の施策を講ずる場合その他の場合において、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、審議会その他の合議制の機関に諮問することができることとされた。
- ・ 改正法中、「特に必要と認めるとき」とは、個人情報保護制度の運用やその在り方についてサーバーセキュリティに関する知見等の専門的知見を有する者の意見も踏まえた審議が必要であると合理的に判断される場合をいう。（国ガイドライン 9-4）
- ・ また、改正法第129条の審議会については、個人情報の取得、利用、提供、オンライン結合等について、典型的に審議会等への諮問を要件とする条例を定めてはいならないとされている。（国ガイドライン 9-4）

※ 法第3章第3節の施策（地方公共団体の施策）

地方公共団体の機関等が保有する個人情報の保護（法第12条）、区域内の事業者への支援（法第13条）、苦情の処理のあっせん等（法第14条）。

（3）論点

- ・ 諮問先である「審議会その他の合議制の機関」をどの機関にするか。
- ・ どのような内容を諮問事項とするか。

《諮問先について》

- ・ 国Q&Aでは、「審議会その他の合議制の機関」とは、「地方公共団体が条例で定めるところにより、執行機関の附属機関として設置する機関（地方自治法第138条の4第3項）であり、具体的には、令和3年改正法の全面施行前の条例に基づき、各地方公共団体で個人情報保護制度について諮問を受けている個人情報保護審議会等の機関を想定」と説明。（国Q&A 7-1-5）
- ・ 改正法第129条の規定に基づく審議会等への諮問については、「個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるとき」に行うことができることとされており、諮問事項についての専門的な知見を有さない住民代表のみで構成された審議会等に対して諮問を行うことは、本条の規定の趣旨に反し、認められない。（国Q&A 7-1-4）

《 諮問事項について 》

- ・ 改正法第129条中、「特に必要と認めるとき」とは、個人情報保護制度の運用やその在り方についてサーバーセキュリティに関する知見等の専門的知見を有する者の意見も踏まえた審議が必要であると合理的に判断される場合をいう。(国ガイドライン 9-4)
- ・ また、改正法第129条の審議会については、個人情報の取得、利用、提供、オンライン結合等について、典型的に審議会等への諮問を要件とする条例を定めてはいならないとされている。(国ガイドライン 9-4)
- ・ 国Q & Aでは、諮問が想定される例として、次の3つを例示している。(国Q & A 7-1-1)

- ① 定型的な案件の取扱いについて、専門的知見に基づく意見を踏まえて 国の法令やガイドラインに従った運用ルールの細則を事前に設定しておくことで個人情報の適正かつ効果的な活用が図られる場合
- ② 地方公共団体等が法律の範囲内で地域の特殊性に応じた必要性から独自の個人情報保護に関する施策を実施する場合で、地域の代表者や有識者等からの意見を聴取することが特に必要である場合
- ③ 法施行条例の改正（法に委任規定のあるもの等）に当たり、地域の代表者や有識者等からの意見を聴取することが特に必要である場合

- ・ 国の示す「個人情報保護法の施行に係る関係条例の条文イメージ」では、改正法第129条の規定により諮問できるものとして、次の3つの場合を例示している。

- 一 この条例の規定を改正し、又は廃止しようとする場合
- 二 法第六十六条第一項（＝安全管理措置）の規定に基づき講ずる措置の基準を定めようとする場合
- 三 前二号の場合のほか、県の機関における個人情報の取扱いに関する運用上の細則を定めようとする場合

#### (4) 条例案

第●条 県の機関は、次のいずれかに該当する場合において、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、第●条（山梨県個人情報保護審議会の設置）に規定する山梨県個人情報保護審議会に諮問することができる。

- 一 この条例の規定を改正し、又は廃止しようとする場合
- 二 法第六十六条第一項の規定に基づき講ずる措置の基準を定めようとする場合
- 三 前二号の場合のほか、県の機関における個人情報の取扱いに関する運用上の細則を定めようとする場合

第●条 次に掲げる事務を行うため、行政不服審査法第八十一条第一号の規定に基づき、知事の附属機関として山梨県個人情報保護審議会（以下「審議会」という。）を置く。

- 一 （略）【前述】
- 二 第●条の規定（法第二百二十九条の規定による審議会への諮問）による諮問に応じ調査審議すること。

#### (考え方)

##### ① 「審議会その他の合議制の機関」について

- ・ 改正法で求められている第129条の「審議会その他の合議制の機関」への諮問は、法の範囲内の細則や地域の特殊性に応じた専門的意見であり、従前より、現行条例の「山梨県個人情報保護審議会」の担ってきた役割である。
- ・ 法改正に伴い、新たな審議会を再編するよりも、現行の「山梨県個人情報保護審議会」を、新条例により第129条の「審議会その他の合議制の機関」に位置づけることの方が合理的である。

##### ② 諮問事項について

- ・ 国Q&Aを踏まえると、改正法第129条に基づき諮問する事項としては、国の条文イメージの3つ（①施行条例の規定の改廃、②安全管理措置の基準の策定、③運用上の細則の策定）に集約される。
- ・ 本県の施行条例においても、同様の3つの事項を諮問事項として規定する。



### 第3 その他の規定

- 単なる内部手続に関する規律にすぎない事項など、改正法の趣旨である個人情報保護やデータ流通に直接影響を与えない事項については、条例で独自の規定を置くことができる。(国ガイドライン)

#### 1 条例の施行状況

##### (1) 現状

- ・ 現行条例第66条の規定により、年1回、個人情報取扱事務の登録件数、開示請求等の状況、審査請求の状況、苦情相談の状況を取りまとめ、県公報で公表している。

##### (2) 法改正の内容

- ・ 改正法第165条第1項及び第2項により、国の個人情報保護委員会は、行政機関の長等（地方公共団体を含む）に対し、この法律の施行の状況について報告を求めるとされ、併せて、個人情報保護委員会は、毎年度、報告の取りまとめ結果の概要を公表するものとされた。
- ・ 国のQ&Aでは、法第165条第2項に基づき、委員会が行う法の施行の状況の公表と別に、地方公共団体独自の措置として、例えば、年度単位で個人情報保護制度に係る運用状況の公表を行うことは差し支えないかという質問に対し、地方公共団体が自発的に行う住民向け情報公開として、そうした制度を設けることは妨げられないとしている。(国Q&A 8-1-1)
- ・ なお、個人情報委員会に報告する内容、また個人情報保護委員会の公表の方法等の詳細については、現時点では決まっていない。(ただし、国の行政機関では、現在、施行状況として、個人情報ファイルの保有件数、開示請求等の状況、安全管理措置の状況をホームページ上で公表している。)

##### ※改正法第165条第1項及び第2項

(施行の状況の公表)

第百六十五条 委員会は、行政機関の長等に対し、この法律の施行の状況について報告を求めることができる。

2 委員会は、毎年度、前項の報告を取りまとめ、その概要を公表するものとする。

##### (3) 論点

- ・ 施行状況の公表を引き続き継続すべきか。

#### (4) 条例案

第●条 知事は、実施機関に対し、法及びこの条例の施行の状況について報告を求めることができる。

2 知事は、毎年一回、前項の報告を取りまとめ、その概要を公表するものとする。

#### (考え方)

- ・ 改正法では、現行条例のような知事に対する条例の施行状況の報告に関する規定は置かれていないが、国Q & Aを見る限り、条例で規定すること自体は否定されていない。
- ・ 県の機関における施行状況の報告・公表については、透明性を確保する観点から、引き続き新条例で規定を設けることが妥当。
- ・ なお、公表事項は、改正法第165条による国への報告項目（現時点で未確定）を参考に今後、条例施行規則で定めることとする。

## 2 口頭での申し出による本人情報の提供

### (1) 現状

- ・ 現行条例第27条の規定により、本人の試験結果等については、個人情報取扱事務の名称及び記録項目、開示期間並びに開示場所を、あらかじめ県公報で告示することにより、閲覧に限って、口頭での請求によって開示することができるとしている。
- ・ この制度により開示請求があった場合は、実施機関は直ちに閲覧の方法により開示することとしている。

### (2) 法改正の内容

- ・ 改正法第77条第1項の規定により、開示請求は書面においてしなければならないとされ、口頭による開示請求は認められない扱いとなった。
- ・ ただし、改正法においては、本人の試験結果の閲覧は、利用目的の範囲内であれば、本人への提供を妨げる規定はない。

### (3) 論点

- ・ 口頭による開示（閲覧）制度を継続させる必要があるか。

#### (4) 条例案

(本人に対する自己の保有個人情報の提供)

- 第●条 本人の口頭での申出により直ちに提供することができるものとして県の機関があらかじめ個人情報取扱事務の名称及び記録項目、閲覧期間並びに閲覧場所をあらかじめ県の公報で告示した場合にあっては、当該記録項目に係る自己を本人とする保有個人情報については、当該本人に提供することができる。この場合において、提供する方法は閲覧によるものとする。
- 2 前項の規定により自己を本人とする保有個人情報を閲覧しようとする者は、当該保有個人情報を保有する県の機関に対し、別に当該県の機関の定めるところにより自己が当該閲覧に係る保有個人情報の本人であることを証明するために必要な書類を提示し、かつ、規則で定める事項を書面で提出しなければならない。
- 3 県の機関は、第一項の規定により提供することができる保有個人情報について本人から前項の規定による書類の提示及び書面の提出を受けた場合において、当該保有個人情報の本人であることを確認したときは、直ちに当該保有個人情報を当該本人に閲覧させるものとする。この場合において、当該保有個人情報の閲覧の方法は、県の機関が別に定めるところによるものとする。
- 4 前三項の規定は、法第七十六条の規定に基づき保有個人情報の開示を請求することを妨げるものと解してはならない。

#### (考え方)

##### ① 規定の必要性について

- ・ 口頭による開示（閲覧）については、現行条例においても、6,000件（令和3年度）以上の請求があり、需要は高い。
- ・ 改正法では、本人情報の提供については、現行条例のように開示請求としての提供は認めていないものの、利用目的の範囲内であれば本人に自己の情報を提供することは認められている。
- ・ 以上から、受験結果等の本人情報の提供については、「保有個人情報の利用目的内の提供」として、継続して実施する。
- ・ 当該制度は、県民サービスに関わる事項であることから、条例により定める。

##### ② 提供の手続について

- ・ 即時に閲覧ができる事務は、実務上、試験結果等の定型的かつ一律の判断により開示できる等の一定の事務に限られることから、無制限に認めるのではなく、あらかじめ県で定めることとする。
- ・ 対象となる事務については、広く県民に知らしめる必要があるため、あらかじめ県の公報による告示をすることとする。
- ・ 情報の提供を受ける手続としては、本人を証明する書類の提示と規則で定める事項（氏名、申出年月日）を記載した書面を提示させることとする。
- ・ 本人確認の方法や閲覧の具体的な方法は、県機関の内部手続であり、実態に応じて柔軟に変更する必要があることから、実施要領等の内規で別に定めることとする。

##### ③ その他

- ・ 本規定により、法第76条の開示請求の方法が当該制度に限定されているとの解釈を生まないよう、本規定が開示請求を妨げる規定でないことを追加で規定する。

### 3 罰則

#### (1) 現状

- ・ 現行条例は、罰則として次の規定を置いている。
  - ① 職員若しくは職員であった者又は受託業務の従事者若しくは従事していた者が、正当な理由がないのに、個人情報ファイルを提供したとき：2年以下の懲役又は100万円以下の罰金（条例第68条）
  - ② ①の者が、その業務に関して知り得た保有個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したとき：1年以下の懲役又は50万円以下の罰金（条例第69条）
  - ③ 職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画又は電磁的記録を収集したとき：1年以下の懲役又は50万円以下の罰金（条例第70条）
  - ④ 条例第52条第6項の規定（審議会委員の秘密保持義務）に違反して秘密を漏らした者：1年以下の懲役又は50万円以下の罰金（条例第71条）
  - ⑤ 偽りその他不正の手段により、開示請求に基づく保有個人情報の開示を受けた者：5万円以下の過料（条例第72条）

#### (2) 法改正の内容

- ・ 改正法では、上記の現行条例の罰則うち、①～③及び⑤について、同量の罰則を設けている。（改正法第176条、第180条、第181条、第185条第3号）
- ・ 国のQ & Aでは、地方自治法第14条第3項において、条例で規定することができる独自の罰則は、「条例に違反した者」に限られていることから、法に規定する義務等に違反した者に対する独自の罰則を法施行条例で規定することはできないとしている。
- ・ 他方、法施行条例で法に規定されていない独自の義務等を規定する場合において、当該義務等に違反した者に対する独自の罰則を法施行条例で規定することは可能。ただし、法施行条例で規定することができる独自の義務等については、法において条例で定めることとされた手数料の額に関する事項又は個人情報保護やデータ流通に直接影響を与えない事項（審議会の委員の秘密保持義務等）に限られることに留意する必要があるとしている。

#### (3) 論点

- ・ 審議会委員の秘密保持違反への罰則を継続するか。
- ・ 新たな罰則規定は必要か。

#### ※改正法における罰則規定

第百七十六条 行政機関等の職員若しくは職員であった者、第六十六条第二項各号に定める業務若しくは第七十三条第五項若しくは第二百一十一条第三項の委託を受けた業務に従事している者若しくは従事していた者又は行政機関等において個人情報、仮名加工情報若しくは匿名加工情報の取扱いに従事している派遣労働者若しくは従事していた派遣労働者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された第六十条第二項第一号に係る個人情報ファイル（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を提供したときは、二年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第七十七条 第四十三条の規定に違反して秘密を漏らし、又は盗用した者は、二年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第七十八条 第四十八条第二項又は第三項の規定による命令に違反した場合には、当該違反行為をした者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第七十九条 個人情報取扱事業者（その者が法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。第八十四条第一項において同じ。）である場合にあっては、その役員、代表者又は管理人）若しくはその従業者又はこれらであった者が、その業務に関して取り扱った個人情報データベース等（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第八十条 第七十六条に規定する者が、その業務に関して知り得た保有個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第八十一条 行政機関等の職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画又は電磁的記録を収集したときは、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第八十二条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、五十万円以下の罰金に処する。

一 第四十六条第一項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、若しくは虚偽の報告をし、若しくは虚偽の資料を提出し、又は当該職員の質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

二 第五十三条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

第八十三条 第七十六条、第七十七条及び第七十九条から第八十一条までの規定は、日本国外においてこれらの条の罪を犯した者にも適用する。

第八十四条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、次の各号に掲げる違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に対して当該各号に定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科する。

一 第七十八条及び第七十九条 一億円以下の罰金刑

二 第八十二条 同条の罰金刑

2 法人でない団体について前項の規定の適用がある場合には、その代表者又は管理人が、その訴訟行為につき法人でない団体を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

第八十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、十万円以下の過料に処する。

一 第三十条第二項（第三十一条第三項において準用する場合を含む。）又は第五十六条の規定に違反した者

二 第五十一条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

三 偽りその他不正の手段により、第八十五条第三項に規定する開示決定に基づく保有個人情報の開示を受けた者

#### (4) 条例案

(罰則)

第●条 第●条第六項の規定に違反して秘密を漏らした者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

(考え方)

- ・ 現行条例で規定する罰則のうち、第68条、第69条、第70条、第72条の罰則は、既に改正法に組み込まれており、新たに条例で規定する必要はない。
- ・ 国Q&Aにあるとおり、条例で罰則が規定できるものは、条例で規定した義務に対する違反行為のみであり、かつ新条例で義務を課しているのは、開示費用の負担義務、審議会委員の秘密保持義務のみ。
- ・ ただし、開示費用の負担義務については、納付を確認後に開示を実施するため、未納は生じず、罰則は不要。
- ・ 一方、審議会委員の秘密保持義務に対する罰則は、審議会委員が特別職の公務員であり、地方公務員法第4条第2項の規定により同法第60条第2号の罰則規定が適用されないため、新条例においても引き続き継承する必要がある。
- ・ なお、罰則の量刑は、現行条例を踏襲するが、最終的な量刑は、今後、検察庁との協議を経て決定する。